

## 平成14年度正副会長会 始動

副会長 桑 原 史 生

役員選挙制度改革により昨年10月に今年度正副会長としてのメンバーが事実上確定したことを受けて、以後5ヵ月間に亘り次年度会務検討委員会（波多野久委員長）で会務の現状や運営について様々な勉強をさせていただき、3月末には出陣式を兼ねた波多野委員長に対する御礼の会も終えて、4月1日に今年度の正副会長会が発足して以来、この原稿執筆時で約20日間が経過した。年度始めは例年も正副会長会の立ち上げや発明協会・知財協等関連諸団体への挨拶回り等で忙殺されるようであるが、今年は定期総会（5月16日）や各委員会の立ち上げを早めたことに伴う準備に迫られ、しかも弁理士法および特許法の一部改正法案の参議院経済産業委員会（4月4日）、参議院本会議（5日）、衆議院経済産業委員会（10日）および衆議院本会議（11日）における審議等を傍聴し、その前後にはそれぞれ所要の対応が必要となる等の緊急且つ特殊な事情が入り、さらには首相直属の諮問機関として設置された知的財産戦略会議等への対応も急務とされたため、4月1日が月曜日というカレンダーとも相まって、笹島会長を始めとして下坂総括副会長以下の各副会長も発足当初より「超々」多忙な毎日を送っている。

笹島会長は日本弁理士会の唯一の代表として会務を総理し（弁理士法第63条、弁理士会則第61条）、下坂総括副会長は会長を補佐すると共に副会長を総括するのであるが、他の7名の副会長の主な担当業務は以下の通りである。

飯田昭夫 知財支援センター、紛議調停、業務対策、著作権、東海支部、仲裁センター

河野登夫 広報、特許・ソフトウェア、情報企画、近畿支部、研修施設、九州部会

村田 実 倫理・綱紀・審査、総合政策、国際政策、選挙管理

矢崎和彦 監事会、財務、意匠・商標、中央知財研究所、福利厚生、運用協議

伊藤高英 監事会、広報、研修所、パテント編集、知財評価、防災会議、四国・九州部会

桑原史生 弁理士法改正、司法制度改革、例規・例規改正、事務所経営、東北・北海道部会

渡邊一平 常議員会、国際、ADR、ライセンス、バイオ、北陸部会

さて、迅速性がとりわけ重要視される知財侵害訴訟において弁理士の技術的知見を活用するべく、弁理士に侵害訴訟代理権を付与することを骨子とする弁理士法一部改正法案が今通常国会で成立の運びとなったことは上述の通りである。この改正法案による弁理士の侵害訴訟代理については、ご承知の通り、①その対象が「特定侵害訴訟」に限定されており、著作権を含む知財全般には及ばないこと、および、②弁護士が受任している事件に限り且つ弁護士との共同出廷を原則とすることの限定が付されており、必ずしも我々が手放しで喜ぶことができる内容ではないかも知れないが、平成15年度にスタートする能力担保研修が円滑に実行され、また、その修習者が侵害訴訟代理人として実績を果たすことによって、自ずから限定解除への道筋を作ることができるのではなかろうか。衆参両院の経済産業委員会における附帯決議も限定解除への方向性を明確に示すものとして評価することができる。

いずれにしても、我々弁理士は、現在低迷している我が国の産業競争力を高めるために正に「国家戦略」として位置付けられる知的財産を担う専門家として、社会全体から期待され

且つ注目されている。このことを真摯に受け止め、驕り高ぶることなく、研鑽と研修を重ねて、知的創造サイクルの全般に一貫関与できる真の意味での知的財産専門家としての揺るぎない評価を受けることができるように努力すべきである。正副会長会は、これをサポートするための研修体制を充実させる（従来の新人研修・継続研修のほか、能力担保研修、その予備的とも言える民法・民事訴訟法の基礎研修、弁理士倫理の義務研修、先端科学技術研修等）とともに、法科大学院制度との関連における知財法曹人材育成システムについても会員の総意の下で提案していきたいと考えている。

From Editors

## 編集後記

5月号といえば、このところ毎年、誌上研究発表会「研究発表の部」の掲載号です。

たまたまこの5月号を担当することになり、最初に心配したのが、論文の応募がなかったらどうしようか、ということでした。応募がなかった場合に備えて、誌上研究発表会に代わる特集記事についても検討しました。

しかしながら、これは取り越し苦労でした。予想を超える数の論文の応募があり、編集サイドとしては嬉しい限りでした。

書き上げられたばかりであろう論文を総て読ませて頂きました。日頃我々があまり意識しない視点からの問題提起と考察の深さに勉強させられました。

正直に告白しますと、私には書けないな、と思ってしまいました。しかし、そのうちに1本書いてやろう、というぐらいの意識を持たなければならないと、自分を戒めています。

今回掲載した論文をお読みいただいた結果として、実務又は研究上お役に立つことがあれば我々も嬉しいのですが、これをきっかけに自分も書いて応募してみようということになれば、更に嬉しい限りです。

(K. W)

東京では桜が3月中に散ってしまい、この編集後記を書いている今はつつじが満開という異常気象ですが、諸外国ではますます戦争・紛争がエスカレートしている地域があります。暴力は20世紀で終わりにし、21世紀は人格の向上を競う時代にしたいものです。それにしても特許編集に携わるたびに思うのが、投稿してくださる方の準備の量はすさまじいものがあるということです。数々の文献に目を通されて事実を確認し、文章を起こし、しかも日常業務の間にそれらを行うというのは大変なことです。投稿していただいた方に深く感謝申し上げます。

(H. I)

### お詫びと訂正 (案)

2002年4月号 偶数頁のノンブルが2001となっていますが、2002の誤りです。

同じく4月号3頁「座談会 米国特許出願手続について」については、

氏名の2行目：ききて 正林真之、保立浩一、伊藤孝美 (会誌委員会)

3頁 左段 10行目～：今回お越し頂いたお三方は全員、米国の特許エージェント～

同じく 15行目：また、お三方は、現地で特許エージェントを取る

とすべきでした。お詫びして訂正します。